



2019年度スポーツくじ助成金 パドルテニス指導者養成事業 実施要項

日本パドルテニス協会
担当責任者 永盛雅人

I. 事業概要

1. 事業名 パドルテニス公認指導者養成事業

2. 事業主旨

この事業は、地域協会または団体主催で開催するパドルテニス体験会および教室ならびに指導者研修会の内容がNPTAの求める水準に達するよう、その中心的存在となる各地域の指導者を養成するとともに、現在すでに活動している指導者についても、パドルテニス指導者としての心得・知識・技術を共有し、そのクオリティをさらに向上させる場として活用することを第一の目的とする。

また、複数年継続の段階的な事業として継続することにより、受講者および受検者の中から資格認定検定員を育て上げることを目指す事業とする。

3. 主催 日本パドルテニス協会

4. 共催 都道府県パドルテニス協会または都道府県を代表する団体および市区町村を代表する団体

5. 助成金額 1,236,000円（助成対象限度額1,545,000円×80%）

6. 実施方法

1) 実施期間 2019年5月26日～2020年2月28日

2) 主な変更点

- ・昨年度までは、都道府県協会もしくは都道府県を代表する団体のみを本事業の共催団体としていたが、本年度より市区町村を代表する団体でも共催団体として認める。
- ・本養成事業を参加者のニーズやレベルにより内容に対応できるように、同一共催団体における複数回開催を可とする。
- ・受講料収入配分を、昨年度までのNPTA55%：共催団体45%から、NPTA60%：共催団体40%へ変更する。
- ・NPTAは共催団体に対し、1開催の参加者12名につき公認球1ダースを無料提供する。

3) 担当講師 永盛雅人（NPTA公認プロコーチ・公認資格検定員）、他

7. 基本実施条件

- 1) 指導者養成講習会受講料については、NPTA会員構成員（以下会員という）において半日受講（3時間未満）1,500円、一日（3時間以上）2,000円を下限とし、会員以外の参加を認める場合は、会員参加料に1,200円（2019年度NPTA年会費相当額）を加算するものとする。共催団体が参加料の徴収を望まない場合もしくは減額を望む場合は、上記下限参加料設定を仮定した額の60%（Ⅱ-2参照）を共催団体が保証負担する。指導者養成講習会と資格認定検定会を同時開催する場合は、検定料設定を2,000円とするが、上限1,000円を超えない範囲で講習会同時受講割引を認める。

- 2) 実施現場でのスポーツくじロゴ幕（NPTA所有）掲示、募集要項等の印刷物やホームページコンテンツ作成などへロゴマークを掲載する。
- 3) 指導者養成講習会実施時間は、原則として実技講習 2 時間以上、講義 1 時間以上の構成とする。
- 4) 指導者養成講習会と資格認定検定会を同時開催する場合は、全体の実施時間を原則として 5.5 時間以上とする。
- 5) 本事業における実施時間は、30 分単位で設定し、原則として一日あたり 7 時間を超過しない。
- 6) 一般ユーザーを対象としたパドルテニス教室は、原則として本事業の対象外とする。
- 7) 募集においては、開催都道府県および市区町村にとどまらず、できるだけ隣接地域にも行う。
- 8) 精算に当たっては、現金による支払いは認められず、金融機関を利用しなければならない。

II. 業務分掌と基本配分

1. 業務分掌

- 1) NPTA
 - ・指導者養成講習会および資格認定検定会内容および担当講師の決定、助成金事業会計。
- 2) 地域協会もしくは団体
 - ・講習会および検定会内容以外の開催に関わる実務全般。

2. 収益配分

- 1) NPTA
 - ・参加料合計の 60%。
- 2) 地域協会もしくは団体
 - ・参加料合計の 40%（設定受講料により変更の場合あり：I-7-1 参照）

3. 助成対象経費科目と限度額

- 1) 担当講師料および運営担当料

・ 講義（テキスト等使用）	12,000 円（講義 1H あたり）
・ 実技指導担当者	10,000 円（2H 以上/1 日）
・ 実技指導・検定会アシスタント	5,000 円（1H あたり、2H 未満の場合）
・ 現地運営担当者	1,000 円（1H あたり、2H 以上を条件）

* 上記を上限とし、NPTA 諸謝金規程に準ずるものとする。
- 2) 講師旅費交通費

（片道 20km 以上）（出発地と同一市町村を除く）
（居住地～用務地間の駅・バス停を起点・終点として算出）

 - ・ 鉄道費 （次のア～オの合計額）
 - ア 旅客運賃
 - イ 普通急行運賃（当該列車乗車区間が片道 50km 以上の場合）
 - ウ 特別急行列車料金（当該列車乗車区間が片道 60km 以上の場合）
 - エ 新幹線特別急行列車料金（当該列車乗車区間が片道 100km 以上の場合）
 - オ 座席指定料金（当該列車乗車区間が片道 60km 以上の場合）
 - ・ 航空機 最下位の級の旅客運賃
 - ・ 船 賃 （次のア・イの合計額）
 - ア 旅客運賃 運賃の等級が 3 階級の船舶は、中級の運賃。
 - イ 旅客運賃 運賃の等級が 2 階級の船舶は、下級の運賃。

- ・車賃 原則として、公共交通機関運賃を適用するが、公共交通機関による移動が困難な場合、もしくは車輛を使用することにより運搬費等が減額できる等、正当性が認められる場合のみ自家用車・レンタカー・タクシー等の利用を認めるものとする。なお、自家用車使用については、有料道路料金を含め、37円/1km（小数点以下切捨）で支給する。
- 3) 宿泊費
 - ・1日につき上限12,000円。
 - 4) 施設賃料
 - ・本事業の会場として使用する体育館や諸室等の利用料実費。原則として当日設営・撤収。
 - 5) 備品運搬費
 - ・共催団体が用意できないボール・ネットセット・キャスター等の備品、および講義用テキスト・検定会用問題ならびに採点用紙等の送料実費。
4. 基本支出配分
- 1) NPTA
 - ・前項（Ⅱ-3）に定める担当講師謝金、旅費交通費、宿泊費、および施設賃料の助成金対象経費（限度額内）、備品等送料の80%。
 - ・助成金対象経費限度額を超過した分の講師料。
 - ・講義用テキスト作成料
 - ・無料提供公認ボール代。
 - 2) 共催地域協会もしくは団体
 - ・前項に定めるNPTA負担経費以外の費用および開催に必要な事務消耗品費。
 - ・保険料（任意）。
 - ・講師および運営担当者昼食代（実施時間により昼食休憩が必要と判断できる場合）。
5. その他
- 本要項に定められていない要件については、その都度協議のうえ決定する。

Ⅲ. 開催手順

1. 実行委員会の組織と実施担当者の決定
 - ・共催団体は、NPTAと調整のうえ、実行委員会を組織し実施担当者を決定する。
なお、共催団体が都道府県協会の傘下団体である場合は、都道府県協会の承認を得ることとする。
2. 実施の決定
 - ・共催団体は、NPTAから「試算表兼申込書」を取り寄せ、NPTAと調整のうえ、実施細目を決定する。
3. 開催要項・募集チラシの作成
 - ・共催団体は、実施細目決定後、開催要項および募集チラシを作成し、受付準備を整える。
4. 参加者名簿と報告
 - ・共催団体は、受付締め切り（締切日は遅くとも実施日1週間前とする）後、ただちにNPTAに参加者名簿を送信する。

5. 備品準備
 - ・ 参加者用名札：市販のラベルシール（A 4 版 10 片）の活用可。
 - ・ 講義用のホワイトボードもしくは黒板。
 - ・ ボールキャスターもしくはボール出し用カゴと台、1 コートあたりボール 60 球以上、空カゴ。
 - ・
6. 受講料および受検料等の管理
 - ・ 講習会受講料および検定会受検料については、精算まで共催団体が管理する。
7. 検定会の採点および結果報告
 - ・ 検定会実施の場合、検定会の採点および結果報告は N P T A が担当し、共催団体および受検者個人に通知する。資格認定料は受検者個人が納入する。
8. 精算
 - ・ 施設使用料等の経費について、共催団体が立替払いを行った場合は、終了後 N P T A 宛に請求書（領収書のコピー等の添付）を発行し、N P T A は直ちに振り込む。
 - ・ N P T A は、共催団体立替経費振込後、速やかに事業精算書ならびに精算請求書を作成し共催団体実施担当者へ送信する。
 - ・ 共催団体が N P T A の指定口座に精算振込を実施し、事業終了。

以 上